

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム (第3回) のヒアリングにおいてお伺いしたい事項

1 独占的ライセンス契約の実態について

- ・どのような相手とどのような内容（対象コンテンツ，対象となる利用行為，ライセンサー自身による利用の可否，サブライセンスの可否等）の独占的ライセンス契約を締結することが多いのか等。

2 独占的ライセンスの独占性の対抗又は独占的ライセンシーから直接差止請求ができないことについて問題となった事例や懸念点について

3 独占的ライセンスの対抗制度や独占的ライセンシーに固有の差止請求権を付与する制度の導入について

- ① 独占的ライセンシーが第三者（著作権等の譲受人，他のライセンシー，不法利用者等）に対し，当該独占的ライセンスを対抗できる（当該著作物を「独占的に」利用できる地位があると主張できる）とする制度を導入することについてどのように考えるか。
- ② 独占的ライセンシーに固有の差止請求権を認め，当該独占的ライセンスを対抗することが可能な第三者（著作権等の譲受人，他のライセンシー，不法利用者等）に対し，直接当該独占的ライセンスに係る著作物の利用の差止請求を行うことを可能とする制度を導入することについてどのように考えるか。
- ③ 独占的ライセンシーが第三者に対し，当該独占的ライセンスを対抗できるとする制度及び独占的ライセンシーに固有の差止請求権を付与する制度が導入される場合，どのような制度が望ましいと考えるか。相手方が著作権等の譲受人の場合，他のライセンシーの場合，不法利用者の場合で，制度設計を変えるべきと考える場合は，それぞれどのような制度設計が望ましいと考えるか。

例：ア）独占的ライセンスの登録をすることで，独占的ライセンスの独占性を対抗し，独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

イ）独占的ライセンス契約の存在及び当該契約に基づく事業の実施を立証できれば，独占的ライセンスの独占性を対抗し，独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

ウ）独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに，相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば，独占的ライセンスの独占性を対抗し，独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

エ）独占的ライセンス契約の存在を立証できれば，独占的ライセンスの独占性を対抗し，独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

④ 独占的ライセンシーに固有の差止請求権を付与する制度を導入する場合に、その差止請求権の行使にあたって著作権者の承諾を要件とすることについてどのように考えるか。その他、著作権者に配慮した要件（差止請求権の行使前に著作権者に事前通知する旨の規定等）を課すことについてどのように考えるか。

⑤ 上記の対抗制度及び差止請求権制度の導入方法として、既存の独占的ライセンス契約含め債権的な独占的ライセンス契約については、現行法における取扱い（第三者に対し、独占的ライセンスの独占性を対抗することはできず、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができない）を維持し、別途、出版権のような物権的な独占的利用権を新たに創設して、当該独占的利用権の設定を受けた者だけが、第三者に対し、その独占性を対抗し、直接差止請求を行うことができる制度とすることについてどのように考えるか。

4 出版権の利用状況等について（出版物の独占的ライセンスがある場合のみ）

① 締結している出版物に係る独占的ライセンス契約のうち出版権設定契約と独占的な出版許諾契約の割合はどの程度か。

② 出版権設定契約ではなく、独占的な出版許諾契約を選択するのはどのような場合か。

③ 出版権設定契約を締結している場合、出版権の登録を行っているか。行っているとすれば出版権を設定しているうちの何割くらいか。また、出版権の登録を行う、行わないの判断の際に考慮するポイントは何か。

④ 出版権に基づいて差止請求を行う場合、実務上、著作権者の承諾を得ているか。承諾を得ている場合は、個別の案件ごとに承諾を得ているか、それとも包括的な承諾を得ておくことが多いか。

⑤ 出版権を利用するにあたって支障を感じている点があるか。あるとすれば、どのような点に支障を感じているか。

以上